

(様式第1号)

福祉バス利用申込書

平成 年 月 日

北島町社会福祉協議会会長 殿

団体名
代表者
職氏名 ㊟
連絡先

つぎのとおり福祉バスを利用したいので申込みます。

使用日時	平成 年 月 日 ()	使用目的	乗車人数	名
	午前 時 分から 午前 時 分			
午後 時 分から 午後 時 分				
使用責任者氏名		運転補助者		行先
運行経路	北島発 () 北島着 ()			

平成 年 月 日 受付

許可 不許可	会長	事務局長	回議	係員	受付
-----------	----	------	----	----	----

誓約書

このたび北島町社会福祉協議会の福祉バスを使用することについて、許可を頂きましたが、使用時間中は規律を守り運転者に迷惑をかけることはもちろん、別紙、福祉バス利用についての心得を遵守し、福祉バスを大切に使用いたします。

万一、乗車している者が故意または過失によってバスを破損した場合には、修理費の全額を負担いたします。

なお、福祉バス運行中の事故によって、いかなる事態が生じ、あるいは障害をうけましても福祉バスにかかる保険給付以外の補償請求はいたしません。

以上は乗車する者全員の承諾を得たので誓約書を提出いたします。

平成 年 月 日

団体名
代表者名 ㊟

北島町社会福祉協議会会長 殿

(団体名) (代表者) 様

上記のとおり、福祉バスの利用を許可します。

平成 年 月 日

社会福祉法人 北島町社会福祉協議会
会長 倉本裕敏

福祉バス利用についての心得

北島町社会福祉協議会

(利用の制限)

- (1) 運行日は平日の火・木曜日とする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 運行時間は午前9時から午後5時までとする。
- (3) 利用人員は、1回の使用に9名以上、19名以下とし、福祉活動を主とする内容であること。
- (4) 利用団体は車掌の役目を代理する運転の補助者を予め決定し、運転手の要請があったときの誘導または、運転手が運転中のときの連絡対応等、その他安全運転に協力するものとする。

(利用者の遵守事項)

- (1) 車内禁煙
- (2) 走行中みだりに座席を離れないこと。
- (3) 走行中に窓から顔や手などを出さないこと。
- (4) 大きな荷物や危険物を持ち込まないこと。
- (5) 走行中みだりに運転手に話しかけないこと。
- (6) 車内において他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) 車内で出たゴミは必ず持ち帰ること。
- (8) 運転手及び補助者の指示に従うこと。
- (9) 運転手に対する「心づけ」は無用とする。

(利用の手続)

- (1) 福祉バスの利用を変更する場合は、変更申請を行い、許可を受けること。
- (2) 利用を取りやめる場合は、利用する3日前までに必ず届け出ること。ただし、天候等によりやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

附 則

この心得は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この心得の一部改正は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この心得の一部改正は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得の一部改正は平成23年12月13日から施行する。

附 則

この心得の一部改正は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この心得の一部改正は平成24年9月21日から施行する。

附 則

この心得の一部改正は平成26年4月1日から施行する。